

探偵業の届出要領について

【届出及び申請書式】

- 様式については、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、各警察署の生活安全許可事務を担当する課に備え付けていますので問い合わせ下さい。

【届出書等の提出】

- 都道府県公安委員会に届出書等を提出する場合は、営業所の所在地の所轄警察署（窓口は生活安全許可事務を担当する課）を経由して行うことになります（※警察本部では受付できませんので注意して下さい）。
- 届出書等の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時までです。

【提出書類及び添付書類】

| 探偵業を営もうとする場合の届出 | |
|-----------------|--|
| 書 式 | 探偵業開始届出書（3,600円の収入証紙） |
| 提出期限 | 探偵業を開始しようとする日の前日 （※余裕を持った提出をお願いします。） |
| 添付書類 （個人） | 1 履歴書及び本籍地入りの住民票の写し 2 探偵業法に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書 3 東京法務局から発行される登記されていないことの証明書（成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨） 4 本籍地の市町村長から発行される身分証明書（禁治産者、準禁治産者、後見の登記、破産者の通知を受けていない旨） 5 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で、法定代理人から営業を許可された者にあつては、次に掲げる書面 (1) 法定代理人の氏名及び住所を記載した書面 (2) 営業の許可を受けていることを証する書面 6 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で、法定代理人から営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係る上記1～4に掲げる書類 |
| 添付書類 （法人） | 1 定款 2 登記事項証明書 3 役員に係る上記添付書類（個人）欄に掲げる1～4の書類 |

| 探偵業を廃止する場合の届出 | |
|---------------|-----------------|
| 書 式 | 探偵業廃止届出書 |
| 提出期限 | 廃止をした日から10日以内 |
| 添付書類 | 交付されている探偵業届出証明書 |

| 届出事項に変更が生じた場合の届出 | |
|------------------|---|
| 書 式 | 探偵業変更届出書 (1,600 円の収入証紙) |
| 提出期限 | 変更の日から 10 日 (登記事項証明書を添付する場合にあっては 20 日) 以内 |
| 添付書類 | 1 交付されている探偵業届出証明書 2 変更事項を疎明する書類 |

| 探偵業届出証明書を亡失及び滅失した場合の申請 | |
|------------------------|-------------------------------|
| 書 式 | 探偵業届出証明書再交付申請書 (1,100 円の収入証紙) |
| 提出期限 | 亡失・滅失後、速やかに |
| 添付書類 | なし |

| 探 偵 業 届 出 証 明 書 の 返 納 | |
|-----------------------|--|
| 書 式 | 規定なし |
| 返納期限 | 返納事由発生後、遅延なく |
| 返納事由 | 1 亡失、滅失した探偵業届出証明書を発見、回復したとき 2 探偵業届出証明書の交付を受けた者が死亡したとき (返納者は、同居の親族又は法定代理人) |

【探偵業届出証明書】

- 探偵業開始届出書及び探偵業変更届出書を提出すると、公安委員会からは届出があったことを証する探偵業届出証明書が交付されます。

【名簿の記載事項等】

| 従 業 員 名 簿 | |
|-----------|---|
| 書 式 | 規定なし |
| 必要項目 | 1 写真・縦 3 c m、横 2. 4 c m (3 年以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景) 2 氏名、住所、性別及び生年月日 3 採用年月日 (退職者は退職年月日) 4 従事させる探偵業務の内容 |
| 保存期限 | 従業員が退職した日から起算し、3 年を経過する日まで |
| 作成保存 | 作成及び保存は電磁的記録で行うことが可能 |

※ 詳しくは、「探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則」をご覧ください。